

続  
報**7/5日(木)、大阪広域協に対して強制執行手続き  
(間接強制の申立て)**

株式会社ティーワイケイ高槻生コン(以下、TYK高槻)の申立により大阪広域生コンクリート協同組合(以下、大阪広域協)に対する仮処分命令が6月21日に大阪地裁より出されました。

TYK高槻は大阪広域協に対し仮処分命令の内容を踏まえ『①定められたシェア率に応じた生コン出荷の割当・割付の再開』『②平成30年4月～6月までの赤黒調整の実施』『③除名を前提としてあらゆる事実行為の撤回』の3点のすみやかな実施を求める旨の通知書を送付しました。しかしながら、回答期限内を過ぎても上記3点に関して大阪広域協は明確な回答を示しておりません。

TYK高槻としては、止む得なく今回の仮処分命令に関して、7月5日に強制執行手続き(間接強制の申立て)を行ないました。この申立てにより、大阪広域協が仮処分命令に違反する限り、大阪広域協はTYK高槻に対して一定額の金員を支払い続けなければならない義務を負うこととなります。(大阪広域協が金員の支払義務すら果たさない場合には、さらに大阪広域協の資産を差し押さえるなどの手続をとることとなります)

また、TYK高槻は今までの経緯を踏まえ、TYK高槻に対する不当な処置を主導した大阪広域協執行部(木村理事長、地神副理事長、矢倉副理事長、大山副理事長)並びに大阪広域協に対して「除名決議の無効」「不当な割当/割付を中止する事」「不当な割当/割付に対する損害賠償請求」などを求めた民事訴訟を6月8日に提起しました。こちらに関しても今後、進展があり次第、皆様にお伝えさせていただきます。

大阪広域協は今回の司法判断を真摯に受け止め、忠実かつ早急にTYK高槻に対して仮処分命令の内容を履行するように強く求めます。

**平成30年6月21日付大阪地裁 仮処分命令の要点**

- ① TYK高槻を大阪広域協から除名した決議は無効。
- ② TYK高槻が大阪広域協の組合員たる地位、継続的商品売買契約上の地位を有する。
- ③ 大阪広域協の組合員は、大阪広域協に対しその定款、諸規定を遵守するよう請求する権利がある。
- ④ TYK高槻には平成29年12月12日(連帯労組のストライキ初日)から平成30年4月3日(TYK高槻が大阪広域協に除名された日)までの間に割当て割付けを減少、停止される理由はない。

弁護士の見解では、今回の決定の論理は大阪広域協に加盟する全ての組合員にも当てはまるものである。との事です。当会としては、大阪広域協組合員でTYK高槻と同様に不当な処置を受けている社についても早急に申立を行ないますように呼びかけます。またその場合は是非、当会までご一報下さい。

**私たち経営者会**

(正式名称：一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会)は大阪～兵庫の生コン関連業界の健全な発展と正常な労使関係の確立を目指して設立された、経営者と労働者間の交渉窓口として機能している団体です。労使間における中立性を堅持し、業界の健全な発展と公共の福祉に寄与する事を目的に様々な活動を続けています。なお、当会におきましては近畿2府4県の生コン関連団体、及び企業の方も賛助会員として加入されています。今後も「相互扶助」「公平・平等」の精神を尊重し、正常な労使関係の確立に向け、諸問題に取り組んで参ります。

**広報紙「共創」のバックナンバーは公式ホームページからも閲覧できます**

一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会 -公式HP- <http://www.osaka-namacon.jp/>

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル・4階5

TEL 06-6347-5421 FAX 06-6347-5423